

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 予報接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、一定の期間において、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。当該報告の基準について具体的には、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 5 条において、各疾病に係る症状及び期間が規定されている。
- 今般、水痘及びインフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準にそれぞれ新たな症状を追加する等、予防接種法施行規則について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 水痘の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加する。

症 状	期 間
無菌性髄膜炎（帯状疱疹 <small>ほうしん</small> を伴うものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

- インフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加する。

症 状	期 間
急性汎発性発疹性膿疱症 <small>しん のうほう</small>	二十八日

- その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

予防接種法第 12 条第 1 項

4. 公布日

令和元年 9 月中旬（予定）

5. 施行期日

公布の日

○ 予防接種法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後

(報告すべき症状)
 第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

B型肝炎	水痘				(略)	対象疾病	症状	期間
	(略)	(略)	無菌性髄膜炎(带状疱疹を伴うものに限る。)	血小板減少性紫斑病				
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状である	(略)	(略)	無菌性髄膜炎(带状疱疹を伴うものに限る。)	血小板減少性紫斑病	(略)	対象疾病	症状	期間
予防接種との関連性が高いと認める期間	(略)	(略)	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	二十八日	(略)			

改正前

(報告すべき症状)
 第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

B型肝炎	水痘				(略)	対象疾病	症状	期間
	(略)	(略)	(新設)	血小板減少性紫斑病				
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状である	(略)	(略)	(新設)	血小板減少性紫斑病	(略)	対象疾病	症状	期間
予防接種との関連性が高いと認める期間	(略)	(略)	(新設)	二十八日	(略)			

(略)	インフルエンザ			(略)	高いと医師 が認める期 間	
	(略)	急性散在性脳脊髄炎	(略)			って、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの
	(略)	急性汎発性発疹性膿疱症	(略)			
	(略)	二十八日	二十八日			

(略)	インフルエンザ			(略)	高いと医師 が認める機 関	
	(略)	急性散在性脳脊髄炎	(略)			って、入院治療を必要とする もの、死亡、身体の機能の障 害に至るもの又は死亡若しく は身体の機能の障害に至るお それのあるもの
	(略)	(新設)	(新設)			
	(略)	二十八日	二十八日			